

議案第 83 号

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正 する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の202.5」を「100分の222.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の187.5」を「100分の193.2」に、「100分の222.5」を「100分の216.8」に改める。

(栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正)

第3条 栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する

第3条中「100分の202.5」を「100分の222.5」に改める。

第4条 栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「100分の187.5」を「100分の193.2」に、「100分の222.5」を「100分の216.8」に改める。

附 則

この条例は、平成26年12月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には100分の187.5、12月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には100分の187.5、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p>

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当の支給額は給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には<u>100分の193.2</u>、12月に支給する場合には<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額とする。</p>

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第3条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、100分の187.5、12月に支給する場合には<u>100分の202.5</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>	<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、100分の187.5、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>

特別職の職員の給与に関する条例及び栗山町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（第4条関係）

改正前	改正後
<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、<u>100分の187.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>	<p>(期末手当及び寒冷地手当)</p> <p>第3条 期末手当の支給額は、給料月額に、100分の15を乗じて得た額を加え、6月に支給する場合には、<u>100分の193.2</u>、12月に支給する場合には<u>100分の216.8</u>を乗じて得た額とし、寒冷地手当の支給方法は、一般職員の例による。</p>